瑞浪市景観条例 (素案)

目次

- 第1章 総則(第1条一第5条)
- 第2章 景観計画 (第6条-第8条)
- 第3章 行為の制限等 (第9条一第13条)
- 第4章 景観重要建造物等(第14条-第19条)
- 第5章 景観アドバイザー (第20条)
- 第6章 景観審議会等(第21条・第22条)
- 第7章 雑則(第23条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく景観計画の運用に際して必要な事項を定めることにより、瑞浪市における自然、歴史、文化等の資源を活かした良好な景観の保全、継承及び創造を推進していくことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民 市内に居住する者及び市内の土地又は建物を所有、占有又 は管理する者をいう。
 - (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
 - (3) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号 に定める建築物をいう。
 - (4) 工作物 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1 38条第1項から第3項までに定めるものをいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、この条例の目的を達成するため、良好な景観の形成に関する 施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。
- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見 が十分に反映されるよう努めなければならない。
- 3 市は、公共建築物、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合に は、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たすよう努めなければ

ならない。

- 4 市は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な施策を講じなければならない。
- 5 市は、良好な景観の形成に関し必要があると認めるときは、国の機関、 他の地方公共団体その他の公共団体に対し、必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観形成の主体であることを認識し、自主的に 良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成 に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動等が景観に影響を与えることを認識し、自 主的に良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の 形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

(景観計画の策定)

第6条 市長は、法第8条第1項の規定に基づき、良好な景観の形成に関する基本的な計画として、瑞浪市景観計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

(変更手続)

第7条 市長は、景観計画を変更しようとするときは、第21条に規定する 瑞浪市景観審議会(同条を除き、以下「景観審議会」という。)の意見 を聴かなければならない。

(景観計画重点区域の指定)

- 第8条 市長は、特に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域のうち、次の各号のいずれかに該当する区域を、景観計画重点区域(以下「重点区域」という。)として景観計画に指定し、当該区域の特性に応じた景観の形成に関する事項を定めることができる。
 - (1) 市民に親しまれ、市内外に瑞浪市の魅力を発信できる区域
 - (2) 特徴ある景観を有している区域又は有することが見込まれる区域
 - (3) 市民及び事業者が、積極的に景観形成に取り組んでいる区域又は取り組もうとしている区域

2 市長は、前項の規定により重点区域の指定及び重点区域における景観形成に関する事項を定めるときは、景観審議会、当該区域の住民及び利害関係者の意見を聴かなければならない。

第3章 行為の制限等

(届出、勧告等の適用除外)

- 第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為 とする。
 - (1) 延べ面積(増築にあっては、増築後の延べ面積)が500平方メートル未満かつ当該建築物の高さ(増築にあっては、増築後の高さ)が15メートル以下の建築物の新築、増築、改築又は移転
 - (2) 延べ面積が500平方メートル未満かつ当該建築物の高さが15 メートル以下の建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様 替え又は色彩の変更で、これらの行為による当該建築物の外観の変更 範囲が当該外観の2分1以内のもの
 - (3) 高さ(増築にあっては、増築後の高さ)が15メートル以下の工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更(当該工作物の外観の変更範囲が当該外観の2分の1以内のもの)することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。ただし、擁壁を除く。
 - (4) 高さ(増築にあっては、増築後の高さ)が2メートル以下又は 見附面積が200平方メートル未満の規模の建築基準法施行令第13 8条第1項第5号に規定する擁壁の新設、増築、改築、移転、外観を 変更(当該擁壁の外観の変更範囲が当該外観の2分の1以内のもの) することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
 - (5) 法第16条第1項第3号に掲げる行為で、面積が1,000平 方メートル未満のもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼす おそれがないと市長が認める行為

(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16 条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、前条第1号から 第4号までに規定する行為を除くすべての行為とする。

(勧告又は命令に係る手続)

第11条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1

項若しくは第5項の規定による命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、第20条に規定する瑞浪市景観アドバイザー及び景観審議会の意見を聴くことができる。

(無届行為者に係る措置)

- 第12条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をすべき 者が届出をしないで行為に着手したときは、その者に対し、当該行為に 必要な届出に係る事項について報告を求めることができる。
- 2 市長は、前項の報告により、届出をしないで行為に着手した者(以下「無届行為者」という。)に係る行為が景観計画に定められた景観形成基準に適合しないことが明らかになったときは、当該無届行為者に対し、必要な措置をとるよう勧告又は命令をすることができる。
- 3 前項の規定による勧告又は命令をしようとするときは、前条の規定を準用する。

(勧告に従わなかった旨の公表)

- 第13条 市長は、第11条及び前条第2項に規定する勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告を受けた者等が正当な理由なく勧告に従わない場合は、瑞浪市公告式条例(昭和29年条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法その他規則で定める方法により、次の事項を公表することができる。
 - (1) 当該勧告を受けた者等の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
 - (2) 行為の種類及び場所
 - (3) 勧告の内容
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表を受けるべき者に対し、瑞浪市行政手続条例(平成9年条例第9号)第27条から第29条までに規定する方法により、書面による弁明の機会を与え、当該弁明に理由がないと認められる場合に、当該公表をするものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する公表を行う場合は、景観審議会の意見を聴く ものとする。

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物の指定)

- 第14条 市長は、法第19条第1項の規定に基づき景観重要建造物の指定 をしようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、景観審議会の 意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示するものとする。
- 3 前2項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。 (景観重要建造物の指定の標識)
- 第15条 市長は、景観重要建造物を指定したときは、法第21条第2項の 規定により、次の事項を表示する標識を設置する。
 - (1) 指定番号及び指定年月日
 - (2) 景観重要建造物の名称
 - (3) その他市長が必要と認める事項

(景観重要建造物の管理)

- 第16条 法第25条第2項の規定により条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 良好な外観を維持することができるよう、劣化等の防止に必要な措置を行うとともに、消火器等の必要な防火対策を行うこと。
 - (2) 公共の場からの眺望環境の整備を図ること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定)

- 第17条 市長は、法第28条第1項の規定に基づき景観重要樹木の指定を しようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、景観審議会の意 見を聴かなければならない。
- 2 市長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。
- 3 前2項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の指定の標識)

- 第18条 市長は、景観重要樹木を指定したときは、法第30条第2項の規 定により、次の事項を表示する標識を設置する。
 - (1) 指定番号及び指定年月日
 - (2) 景観重要樹木の樹種
 - (3) その他市長が必要と認める事項

(景観重要樹木の管理)

- 第19条 法第33条第2項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理 の方法の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 良好な樹容を維持することができるよう、剪定並びに病害虫の予防及び駆除その他の必要な措置を行い、生育環境を保全すること。
 - (2) 公共の場からの眺望環境の整備を図ること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。

第5章 景観アドバイザー

(景観アドバイザー)

- 第20条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、専門的な立場から助 言等の支援を行う瑞浪市景観アドバイザー(以下「アドバイザー」とい う。)を設置する。
- 2 アドバイザーの定数は、3人以内とし、景観形成に関して専門的な知識 及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 アドバイザーの任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の アドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 景観審議会等

(景観審議会)

- 第21条 市長は、良好な景観の形成に関する事項について調査及び審議するため、瑞浪市景観審議会(以下この条において「景観審議会」という。)を設置する。
- 2 景観審議会の委員(以下「委員」という。)は、12人以内とし、次に 掲げる者から市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 各種団体の代表
 - (4) 公共的団体の代表
 - (5) 公募による市民
 - (6) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(地域景観協議会)

第22条 市長は、市内の一定の地域において良好な景観の形成を図ること

を目的として、地域景観協議会(以下「協議会」という。)を設置することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 当該地域において地域活動を行っている組織の者
 - (2) 当該地域の市民又は事業者で良好な景観の形成に意欲のある者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 3 協議会は、次に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) 重点区域の指定の検討
 - (2) 地域の良好な景観の形成に関する取組みの推進 第7章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。